

令和8年4月より建物共済、農機具共済の事務を

建物・農機具共済サポートセンター

へ集約します

令和8年4月より、県内各支所で行っていた建物共済、農機具共済、保管中農産物補償共済の引受に関する内部事務を専門部署に集約し処理するため、本所内（長野市）に「建物・農機具共済サポートセンター」を設置します。今後、組合員の皆さまの利便性を維持しつつ、事務の効率化を図り、さらなるサービスの向上を目指します。

令和8年3月まで

- 新規加入手続き
- 契約内容の変更手続き
- 継続加入のご案内
- 事故発生時の確認



県内11拠点それぞれで事務を実施。
(10支所、1出張所)

令和8年4月から

- 新規加入手続き
- 事故発生時の確認



県内11拠点の支所等へご連絡ください。
(10支所、1出張所)

- 契約内容の変更手続きに関すること
(名義変更、共済金額の変更など)
- 継続加入のご案内に関すること
(ご案内後の補償額拡充などのご相談)
- 共済掛金の振替案内や振込みに関すること



「建物・農機具共済サポートセンター」

0120-384-121 (フリーダイヤル)(※)

へご連絡ください。

(受付時間：祝日を除く月曜日～金曜日 9時～16時30分まで)

(※) 令和8年4月から通話可能となります。